

令和2年度 第1回理事会の書面開催

令和2年度 第1回理事会については、令和2年5月29日、本会会議室において開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、資料郵送による書面開催とした。議決事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び本会定款第43条の規定に基づく理事会の決議の省略の方法により、会長から書面により提案がなされ、理事全員からの同意及び監事全員から異議が無い旨の意思表示を得たことから可決されたものとみなされた。説明・報告事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条及び本会定款第44条の報告の省略により、資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。議事内容及び書面開催に伴う意見・協議事項への回答は、次のとおりである。

議事内容

【議決事項】

第1号議案 令和元年度 事業報告及び決算に関する件

本会定款第50条において、「本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。」とされ、令和2年6月2日に監事による監査がWEBにより実施されたことを受け、会長が作成した令和元年度 事業報告及び決算書類について全理事の同意及び全監事の異議が無い旨の意思表示を得たことから、可決されたものとみなされた。

第2号議案 第77回通常総会に関する件

本会定款第37条第1項第1号に基づく総会の日時、場所、目的である事項（付議する議案）及び同22条に基づく書面による議決権の行使については、このたびの新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から本年度の総会は参集しての開催を見合わせることにしたため、①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」）第58条及び定款第22条第3項の規定に基づき、「第2号議案 令和元年度 決算の件（承認事項）」及び「第5号議案 令和2年度 会費及び賛助会費の件（承認事項）」については、正会員の全員が書面による同意の意思表示に基づく決議の省略の手続きを行うこと、②また、法人法第59条及び定款第23条の規定に基づき、総会報告事項である「第1号議案 令和元年度 事業報告の件（報告事項）」、「第3号議案 令和2年度 事業計画の件（報告事項）」、「第4号議案 令和2年度 予算の件（報告事項）」及び「第6号議案 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する決議に関する件（報告事項）」については、報告の省略の手続きを行うことについて全理事の同意及び全監事の異議が無い旨の意思表

示を得たことから、可決されたものとみなされた。

第3号議案 諸規程の制定に関する件

政府の重要政策のひとつである「働き方改革」の一環として、テレワーク等在宅での勤務が推奨される一方、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応として、政府からの緊急事態宣言の発出に伴い本会職員も在宅勤務を余儀なくされた。本会ではこのような在宅勤務に対応するため規程を整備することとし、新たに「日本獣医師会在宅勤務規程」を制定することについて全理事の同意及び全監事の異議が無い旨の意思表示を得たことから、可決されたものとみなされた。

第4号議案 日本獣医師会会長特別感謝状に関する件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、マスク不足が社会問題となっている状況下において、タマホーム(株)（本社：東京都港区、玉木伸弥代表取締役社長）から本会あてマスク5万枚を無料で提供いただいた。本件については、特に医療現場におけるマスク、防護服等といった医療物資の不足状況に鑑み、本会とOne Healthの理念に基づき学術協力の推進に関する協定を締結している日本医師会に対し、提供されたすべてのマスクを一括寄贈したところである（本誌第73巻第6号295頁参照）。今回、本会にマスクを無料で提供いただいたタマホーム(株)に対し、感謝の意を表明することとし、本会褒賞規程第2条第3項の規定に基づき、日本獣医師会会長特別感謝状を授与することについて全理事の同意及び全監事の異議が無い旨の意思表示を得たことから、可決されたものとみなされた。

第5号議案 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する決議に関する件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年5月22日、日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた『ワンヘルス』の実践に関する共同声明」を公表（本誌第73巻第6号295頁参照）。本感染症の早期収束に向けて努力するとともに、将来におけるパンデミックの再発を阻止する「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明した。さらに、わが国における人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制は十分とは言えないことから、本会ではわが国における動物由来の人と動物の共通感染症等への迅速かつ的確な危機管理体制の早急な確立を求めるとともに、新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に一層尽力することとし、「新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する『ワンヘルス』の実践に関する決議（案・別添）」を第77回通常総会において決議することについて全理事の同意及び全監事の異議が無い旨の意思表示を得たことから、可決されたものとみなされた。

【説明・報告事項】

1 令和元年台風15・19・21号等に関する件

令和元年台風15・19・21号等災害動物救護活動等支援金に対する地方獣医師会等からの募金状況（令和2年4月2日現在で、37地方獣医師会9,943,462円、12個人等286,800円の合計10,230,262円）については、地方獣医師会に対する本災害による被害状況及び被災動物救護活動等の調査依頼（令和2年5月12日付け2日獣発第19号）の結果を踏まえ、支援金の支給額を決定し、送金することについて各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

2 新型コロナウイルス感染症への対応に関する件

本会における新型コロナウイルス感染症への対応の経過（令和2年5月27日現在）、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止等になった行事一覧（令和2年5月29日現在）、「日本獣医師会新型コロナウイルス感染症等緊急対策本部設置要領」、同本部構成員名簿及び「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた『ワンヘルス』の実践に関する共同声明」について各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

3 日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び獣医学術地区学会・地区獣医師大会に関する件

本件については、次の内容について各理事及び監事へ

資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

(1) 令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び獣医学術地区学会・地区獣医師大会の開催中止について

令和2年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会及び獣医学術地区学会・地区獣医師大会については、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大に伴い、密閉・密集・密接した場所における集会の開催や、他都道府県への移動を含む、不要不急の外出自粛の措置が講じられる一方、夏季に向かい一時的に収束したとしても来冬には再びある程度の流行が予想されるとの専門家の意見等も踏まえ、屋内において開催する大規模なイベントは、今後も自粛を継続する必要があることから、これらの開催を中止することとし、その旨地方獣医師会へ通知（令和2年5月11日付け2日獣発第16号）した（本誌第73巻第5号236頁参照）。

(2) 令和元年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会収支決算書及び参加者数等

令和元年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会収支決算について、本大会では、①会場や設備・機器等の使用の見直し、②近隣地区の講演者の招聘、③交流会参加人数等の精査、④広告代理店に頼らない協賛募集の推進等、多面的に経費削減に努めたが、①予定した参加登録者、交流会参加者の減少、②国内での国際学会の開催等の影響による協賛、広告申込数の大幅な減少、③特別企画等の多数開催による高額な会場費の更なる増額等により、支出合計57,430,071円のうち、本会負担分が18,771,569円となった。また、総参加者1,577名のうち参加登録者数は、1,008名（事前登録815名、当日登録193名）、歓迎交流会参加者340名のうち、参加登録者は281名（事前登録258名、当日登録23名）であった。

4 獣医学共用試験合格者に対する取組みに関する件

平成29年7月21日付け通知をもって、（社）日本私立獣医科大学協会会長から日本獣医師会が全国16大学の獣医学共用試験に合格した学生に対する会員区分（「Student doctor」（仮称））の新設の提案がなされ、これに対し、平成29年9月5日及び令和2年2月26日に開催された獣医学実践教育推進協議会において協議がなされた。その結果、本会から、①（特非獣医系大学間獣医学教育支援機構が獣医学共用試験に合格した学生に対し、カードタイプの合格証を発行し、診療参加型臨床実習等に参加する学生は同合格証を携帯すること、②本会が合格証を無償で作成すること、③獣医系大学間獣医学教育支援機構は獣医学共用試験合格者名簿等、合格証作

成に必要な情報を本会に提供すること、④合格者5、6年生に対し日本獣医師会雑誌を毎月無償で配布する等の取組みを令和2年度から推進する旨提案した。本取組みについては、共用試験に合格した学生が日頃より本会活動との連携を深め、その重要性を理解し、卒後も本会への帰属意識を保持しつつ、会員構成獣医師として加入促進が期待されることから、全国大学獣医学関係代表者協議会に対し速やかな検討を依頼したので、その結果を経て早急に取組みを進めることについて各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

5 部会委員会に関する件

「第29回 産業動物臨床・家畜共済委員会（産業動物臨床部会常設委員会：令和2年2月28日開催）」、「第3回 動物福祉・愛護委員会（動物福祉・愛護部会常設委員会：令和2年2月9日開催）」の会議概要について各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

6 事務局の拡張に関する件

令和元年の「動物の愛護及び管理に関する法律」の改

正による犬・猫のマイクロチップの装着・登録の義務化を受け、本会では、令和4年の同法の本格的施行に向けて指定登録機関としての体制強化を早急に進めることとしている。このためマイクロチップ業務対応人員の増加と、プライバシーマーク（平成30年8月取得）対応及びセキュリティ強化が不可欠であるが、現行の事務局スペースでの業務遂行は極めて困難な状況であるため、速やかに事務局スペースを拡張することについて各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

7 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

令和2年3月11日以降5月10日までの業務概況及び及び地区理事の職務執行状況について各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画に関する件

当面の主要会議等の開催計画について各理事及び監事へ資料の送付をもって説明・報告に代えることとした。

令和2年度第1回理事会の書面開催に伴う意見・協議事項への回答

令和2年6月4日
公益社団法人 日本獣医師会

(問1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言により、令和2年度狂犬病予防定期集合注射が中止又は延期となったため、収入が激減し本年度の地方獣医師会の運営が厳しい状況が予想される。今後の対応方向について、日本獣医師会はどのように考えているのか。

(回答)

1 緊急事態宣言については、5月14日に39県で解除されたことに続き、5月21日には近畿3府県で、残る5都道県も5月25日に解除された。これに伴い、行動自粛要請も順次緩和されている状況にある。

2 令和2年度における狂犬病予防注射の実施については、本会から厚生労働省に対して4月からの予防注射実施の可否について再三にわたり照会してきた。しかし、同省からは明確な回答が示されないことから、令和2年3月2日付け本会から地方獣医師会会長宛の事務連絡により、同省は3月中旬の状況を踏まえて4月以降の対応策を決定する意向である旨の通知を行った。更に、3月26日付けの本会事務連絡により、未

だ同省から方針が示されない旨の連絡、及び全国における予防注射事業の対応方針についての調査依頼を行った。

3 このような中、4月8日付けで厚生労働省健康局結核感染症課から都道府県衛生主管部等宛に、次の事項を通知する事務連絡が発出された。

- ① 狂犬病予防注射については、狂犬病予防法（以下「法」という。）第5条及び同法施行規則（以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、犬の所有者は、所有する犬について毎年4月1日から6月30日までの期間に予防注射を受けることとされていること。
- ② 予防注射の時期について、本年7月以降に受けることも差し支えないこととする方向で検討を進めていること。
- ③ 予防注射の実施時期に基づき犬の所有者が外出する機会が増えることのないよう柔軟に検討すること。
- ④ 市区町村で実施する集合注射の実施の可否についても、各地域での発生状況等を踏まえ柔軟に検討す

ること。

- ⑤ 実施する場合は、参加者の感染リスクを高めることがないように感染防御対策を徹底すること。
- 4 その後、4月15日付け同課の事務連絡により、3の②の内容を動物飼育者向けにQ & Aで情報提供した旨、また、5月8日付け同課の事務連絡により、3の②～⑤の内容を繰り返し周知した旨の通知がなされたのみである。更に、6月1日付け同課の担当者から都道府県等の担当者宛のメールにより、狂犬病予防注射の時期について本年12月31日まで延長する方向で検討している旨の事前の情報提供がなされたが、未だに最終的に確定した対応方針は示されていない。
- 5 一方、5月22日付け同課から本会宛の事務連絡により、同日、フィリピンから入国後に狂犬病を発症した患者（輸入感染症例）の報告が豊橋市及び静岡市からなされた旨の情報提供があり、会員への周知を依頼された。
- 6 以上の経緯に鑑み、現状のままでは、市区町村による集合注射の再開をはじめ予防注射の実施が徹底されず、結果的に犬の所有者が法に定められた予防注射を受けさせる義務を果たすことが困難となる恐れがあることから、6月4日付けで本会会長から厚生労働省健康局長宛に以下の要請を行った（本誌356頁参照）。
- ① 予防注射の時期を7月以降で差し支えないこととする方針は、現時点では法令上認められていないことから、6月中の早期に規則改正等の所要の対応を行うこと。
 - ② 規則改正等を行うに際しては、法第5条及び規則第11条において、犬の所有者は必ず予防注射を受けなければならない、これを実施しないことは違法行為である旨を都道府県及び市区町村が犬の所有者に確実に周知するよう明記すること。
 - ③ 今般のフィリピンからの輸入感染症例の報告により、獣医師の危機意識の高まりとともに国民の不安の増大を招来していることから、早急に対応すること。
- 7 6の要請文書は同日付けで地方獣医師会会長にも情報提供していることから、会員地方獣医師会におかれては、都道府県及び市区町村と調整の上、集合注射等の再開準備を進められるとともに、次の取組について実施又は検討願いたい。
- ① 集合注射又は個別注射の実施に当たっては、参加者又は飼い主の感染リスクを高めることがないように感染防御対策を徹底すること。
 - ② 集合注射又は個別注射の実施方法如何にかかわらず、地方獣医師会の運営に支障を生じないよう対応方針を検討すること。
 - ③ 狂犬病予防注射の接種率向上及び安定した狂犬病

予防事業の運営を確保するため、都道府県内のすべての市区町村から同事業の一括受託を実現すること。

- ④ 地方獣医師会における収入源の多元化による財政基盤の強化を図るため、動物愛護管理法に基づく犬・猫へのマイクロチップ装着・登録の義務付けに伴う本会の指定登録機関としての取組に合わせ、本会からの登録業務等の受託体制の構築に早急に取り組むこと。
- ⑤ 上記②～④のほかに地方獣医師会及び本会において検討・対応すべき課題又は解決策があれば、具体的に提案すること。

(問2) 新型コロナウイルス感染症禍による集合注射激減地方獣医師会に対し、今年度の会費の徴収の見合せ又は助成金の給付はできないか。

(回答)

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第27条においては「社員は、定款で定めるところにより、一般社団法人に対し、経費を支払う義務を負う。」と規定されている。これを受けて、本会の定款第10条第1項において「正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において定めるところによる入会金及び会費を支払わなければならない。」、また同条第3項において「前2項の会費等及び賛助会費についてはその2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。」と規定されている。
- 2 6月8日の理事会及び6月23日の第77回通常総会において承認を求める令和元年度決算においては、会員会費収入は155百万円で、主に会員構成獣医師の会費収入の中から1人当たり6千円を納入いただく計算となっている。令和2年度については、狂犬病予防注射の実施時期が延期される見込みであることを考慮し、総会における令和2年度の会費徴収方法については「今年度に限り、分納しない場合は、令和2年12月末日までに一括納入できる」こととしている。
- 3 また、令和元年度決算では55百万円の赤字、平成30年度は20百万円、29年度は25百万円、28年度は16百万円の赤字が継続している極めて厳しい財政事情にあることにもご理解いただきたい。
- 4 なお、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第4号の規定に基づき、公益法人は、他の公益法人が行う公益目的事業を除き、寄附その他の特別の利益を与える行為が禁止されていることにも留意いただきたい。

(問3) 新型コロナウイルス感染症禍における集合注射の実施時期について、緊急事態宣言が発出される前に厚生労働省から期間延長の回答がなされるよう強く要望を繰り返す必要があったのではないか。

(回答)

- 1 ご指摘はごもっともであり、本会は2月から厚生労働省に対し、4月に開始される狂犬病予防注射事業の対応について再三にわたり照会を繰り返してきたが何ら回答がないため、やむを得ず3月2日付けの事務連絡を同省の担当者に内容を確認いただいた上で発出した次第である。その後も度々対応方針の明示を要請してきたが、緊急事態宣言が解除された6月になっても未だに「7月以降12月末まで延長する方向で検討中」とのメール回答を担当者から得ているのみである。
- 2 (問1)の6の②で述べたとおり、6月中には規則改正が行われるので、その際には、犬の所有者は必ず予防注射を受けなければならず、都道府県及び市区町村はその旨を犬の所有者に確実に周知するよう、厚生労働省に改めて要請したい。

(問4) 災害による飼育動物診療施設の修復のための見舞金制度が検討されていることは評価できるが、運用面で地方獣医師会の裁量権を認めるべきではないか。また、自然災害のほか新型コロナウイルス感染症などのパンデミックによる影響にも支援できると良いのではないか。

(回答)

- 1 理事会の第1号議案：令和元年度事業報告の件（報告事項）の「第1事業報告」の「B会務（個別）報告」の「1 規程の制定等」の「(2)「日本獣医師会災害時動物救護支援事業規程」の制定」及び「(4)「日本獣医師会災害見舞金規程」の制定」並びに「2 変更認定申請等」で報告しているとおり、本会が行う災害対策事業を公益目的事業とする追加申請に当たって、行政庁から、関係規程を制定するとともに、見舞金制度は相互扶助事業として公益目的事業には馴染まず、別途災害見舞金制度として規程を制定するよう指導を受けた。
- 2 前者については既に令和2年3月2日付けで公益目的事業としての認定を受けたが、後者については「災害見舞金規程」を制定した上で事業追加の変更申請を行っているところである。
- 3 このような行政庁の指導は、公益法人である本会の事業として運営の適正化を確保するために行われているものであり、ご要望のような地方獣医師会の裁量

権を認めることは行政庁の指導に反するものであり適当ではない。

- 4 なお、「災害見舞金規程」の対象としては、自然災害のほかに「家畜伝染病予防法のまん延防止措置が取られた伝染病」も対象災害に加え、口蹄疫や豚熱等の発生により広範な地域で殺処分が行われた結果、長期間にわたって顧客を失った獣医師の生活支援も対象としている。

(問5) 新型コロナウイルス感染症禍で、地方自治体が令和3年度の動物福祉・愛護に関する啓発事業の実施や財政的協力を見合わせる事ができないよう、環境省が事業の確実な実施について通達するよう要請されたい。

(回答)

- 1 環境省においては、動物愛護管理法第5条第1項の規定に基づき、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」を令和2年4月30日付けで改正した。また、同法第6条第1項の規定に基づき、都道府県は「動物愛護管理推進計画」を定めることとされている。
- 2 この「動物愛護管理推進計画」においては、同法第6条第2項第1号において「動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針」、第2号において「動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」等、同条第3項において「動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項」等を定めることとされている。
- 3 更に、環境省が定めた基本指針の「第3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項」において、計画期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とされ、「5 策定及び実行」の「(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保」においては、「計画の策定に当たっては、(中略)学識経験者、関係行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体(中略)等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努める」こととされている。
- 4 環境省による基本指針は改正後未だ1カ月余りであるため、「動物愛護管理推進計画」を定める都道府県に対して適正に指導するよう、本会から環境省に要請して参りたい。また、同計画の策定はこれから都道府県の検討会において獣医師会代表の意見も聞いた上で行われることから、地方獣医師会からもご懸念のようなことがないよう直接しっかりと主張していただきたい。

(問6) 日本獣医師会在宅勤務規程(案)の第3条で、業務の生産性向上及びワーク・ライフ・バランスの実現を目指すことを目的としておきながら、第6条第2項で、在宅勤務とするやむを得ない事情があると判断される場合に限り承認するとの規定は、整合性が取れないのではないか。また、新型コロナウイルス感染症禍による在宅勤務がやむを得ない事情に該当するとすれば、その旨を目的に明記すべきではないか。

(回答)

- 1 本規程の制定については、提案理由に記載しているとおり、今回の新型コロナウイルス感染症禍に伴う本会の事務局閉鎖時における在宅勤務の導入が契機となっているものの、「働き方改革」の一環として、テレワーク等在宅での勤務が推奨されていることを踏まえて行うものであり、今回のような緊急事態のみを対象としているものではない。
- 2 本規程第3条の在宅勤務の目的は、「働き方改革」など現在の社会情勢を踏まえたものを規定しているが、本会の事務局体制の現状に鑑みれば、当分の間は、出勤による業務遂行を基本とせざるを得ないと考えている。
- 3 実際には、職員本人の傷病や突発事情によらず、家族の傷病に伴う看護や高齢者の介護等において、有給休暇や病気休暇を取得することなく、業務を遂行することが可能な場合等を想定しており、これらがやむを得ない事情に該当するものと考えている。
- 4 なお、未だ新型コロナウイルス感染症の第2波等の懸念により三密の回避が推奨されている現状に鑑み、火曜日及び金曜日を全員出勤日とした上で、月・水・木を交代による計画的な在宅勤務日として出勤の2割削減に貢献することにしていく。

(問7) 日本獣医師会事務局スペースの拡張について、現時点では在宅勤務となっている職員が多いし、新型コロナウイルス感染症の第2波、3波が来たときに在宅勤務者が増える可能性があるのに、スペース拡張は矛盾する内容ではないか。

(回答)

- 1 理事会資料の提案理由にも記載しているとおり、本会事務局スペースは昭和63年以降、日本動物保護管理協会との合併等による職員の増加に際しても拡張は行わないで対応してきた。
- 2 しかし、令和元年の動愛法改正によるマイクロチップの装着・登録の義務付けが令和4年度に施行されることに伴い、本会が指定登録機関団体として適正に登録業務等を遂行するためには、飛躍的に増大する業務量及び個人情報の保護等に対応するための人員の増加は避けられない状況となっており、これまでの増員による現状19名の常勤の役職員(派遣職員5名を含む。)に加え、今年度中に更に4名程度の増員を予定している。
- 3 (問6)で述べたとおり、現在、在宅勤務を活用していることは事実であるが、火・金は全員出勤体制である上に、5月7日以降における一部職員等のやむを得ない出勤再開に当たっては会議室も事務室として活用し三密の回避を図っている状況にある。
- 4 このような事情を踏まえ、今回の事務局スペースの拡張は本年8月から実施し、OA化対応工事等を実施した上で2に述べた事務局体制の強化を行う必要があること等に加え、これまでの事務局の対応努力及び新型コロナウイルス感染症に対する三密回避の対応についてもご理解とご配慮をお願いし、事務局スペースの拡張をお認めいただきたい。

【別 添】

新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に関する決議

新型コロナウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れています。我が国においても感染者数が増加したことから、政府は、令和2年4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、更に4月16日にはその対象を全都道府県に拡大しました。本感染症の影響は、日本国民が待望していた東京オリンピック・パ

ラリンピックの開催延期など、国民の日常生活や経済活動をはじめ広範な分野に及び、今後も長期間にわたり継続することが懸念されています。

本感染症は、人から人への感染ばかりでなく、人から猫などの愛玩動物にも感染が見られる動物由来の人と動物の共通感染症(人獣共通感染症)とされています。同様に、近年話題となったSFTS(重症

熱性血小板減少症候群), MERS (中東呼吸器症候群), SARS (重症急性呼吸器症候群), 新型インフルエンザ, 狂犬病, 牛海綿状脳症 (BSE), エボラ出血熱等の新興・再興感染症はいずれも動物由来の人と動物の共通感染症であり, その予防やまん延防止のためには人の医療と動物の医療の両側からのアプローチが必要とされています。

日本医師会と日本獣医師会は, 人の健康, 動物の健康, 野生動物を含む環境の保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応する「ワンヘルス」の概念が世界的に普及していることを踏まえ, 平成25年11月に「ワンヘルスに基づく学術協力の推進に関する協定」を締結しました。更にこれを契機に, 全国の医師会と獣医師会も同様の協定を締結し, 全国的なワンヘルスの実践体制が構築されました。

このような「ワンヘルス」の実践体制を基盤として, 平成28年11月には「第2回世界獣医師会-世界医師会ワンヘルスに関する国際会議」を開催し, 世界における「ワンヘルス」の実践の礎となる「福岡宣言」を採択しました。また, 令和2年5月22日には日本医師会と日本獣医師会の両会長連名で「新型コロナウイルス感染症禍を踏まえた『ワンヘルス』の実践に関する共同声明」を公表し, 本感染症の早期収束に向けて努力するとともに, 将来におけるパンデミックの再発を阻止する「ワンヘルス」の実践活動の強化等を表明しました。

しかしながら, 我が国における人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践体制は不十分と言わざるを得ません。今回の新型コロナウイルス感染症への対応においても, 日本医師会は政府の緊急事態宣言に先んじる4月1日に医療危機的状況宣言を発出し, 崩壊の危機にある医療現場の窮状を訴えられました。一方, 「ワンヘルス」実践のパートナーである獣医療における国, 地方自治体及び民間における「ワンヘルス」の実践体制は十分とは言えない状況となっています。現に, SFTSは野生動物からダニを介して人に感染するほか, 犬や猫からも一般市民や獣医療関係者に感染した症例が報告されています。また, 新型コロナウイルスも人から猫へ, 猫から猫へ感染することが報告され, 更に猫等から人への感染の可能性も危惧されるところです。

このように, 近年の新興・再興感染症はすべて動物由来の人と動物の共通感染症であるにもかかわらず, 動物から人への感染症は厚生労働省の所管, 動物から家畜・家禽への感染症は農林水産省の所管と

いう縦割りとなっています。しかも, 犬や猫などの愛玩動物及び野生動物の感染症についての研究やサーベイランスについては, 両省の所管事項に関係しない限り, 担当する国の機関は存在しない空白領域となっています。このような国の危機管理体制が不備な状況の下では, 動物由来の新興・再興感染症の発生を事前に察知することは困難であり, 必要な感染症対策が後手に回り, 再び今回の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を受けることが強く懸念されます。

以上のことから, 日本獣医師会は, 下記のとおり我が国における動物由来の人と動物の共通感染症等への迅速かつ的確な危機管理体制の早急な確立を求めるとともに, 新型コロナウイルス感染症等動物由来の人と動物の共通感染症に対する「ワンヘルス」の実践に一層尽力して参ります。

記

- 1 人の医療との連携・協力を一層発展させるとともに, 人と動物の健康及び野生動物を含めた環境保全等の「ワンヘルス」の実践に主導的な役割を果たすべきことを認識し, 率先して行動する。
- 2 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門について, 動物検疫所及び動物医薬品検査所と一括統合して国の機関として位置付け, 家畜・家禽のほか, 愛玩動物及び野生動物を含むすべての動物の感染症等の調査研究, 医薬品開発, 水際防疫等の実施体制を確立する。
- 3 緊急事態における国と地方の適正な役割分担の下, 地方における感染症防疫をはじめ緊急事態措置の実施体制の強化を図るとともに, アジア獣医師会連合, 世界獣医師会, 国際獣疫事務局等との連携による新興感染症等の未然防止及び被害軽減を図る。

以上, 決議する。

令和2年6月8日

公益社団法人 日本獣医師会

令和2年度第1回理事会 承認

令和2年6月23日

公益社団法人 日本獣医師会

第77回通常総会 採択